

令和4年度

地域維持型道路管理業務仕様書

【道路維持業務】

弘前市建設部道路維持課

# 第1章 総 則

(適用範囲等)

第1条 この仕様書は、地域維持型道路管理業務のうち道路維持業務に適用する。

(委託期間)

第2条 委託期間は、下記のとおりとする。

委託期間 令和4年4月1日から令和4年10月31日まで

(業務区域)

第3条 受注者の業務区域は、別紙図面のとおりとする。

(安全管理等)

第4条 作業の安全管理及び技術指導については、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、道路維持業務を総括する業務責任者を契約締結後速やかに配置しなければならない。

3 受注者は、道路維持業務において交通誘導員の設置を考慮し、作業及び交通の安全を図らなければならない。

4 事故発生時においては、業務責任者による現場確認を行い、速やかに事故処理に関する報告を行い、併せて事故報告書を作成しなければならない。

(車両)

第5条 受注者は、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく、車両検査に合格し、登録番号を有した車両以外の車両を作業に使用してはならない。

(騒音の防止)

第6条 受注者は、作業にあたっては騒音防止に努めなければならない。

(環境への配慮)

第7条 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

(作業水準)

第8条 発注者は、作業内容の水準が著しく不備であることを確認した場合には、受注者に対し作業の手直しを指示することができる。

(その他)

第9条 この仕様書に定めない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

## 第2章 業務内容

(道路維持業務)

第1条 受注者は、委託期間のうち、発注者の指示があったときは、速やかに作業を行わなければならない。

2 道路維持業務は以下の作業とする。

- 1) 道路維持作業 (別表-1)
- 2) 排水路作業 (別表-1)
- 3) 路面補修作業 (別表-2)
- 4) 土砂積込運搬作業(別表-1)

3 受注者は、作業の実施にあたっては、現場代理人を配置しなければならない。

4 受注者は、弘前市の管理する市道において作業を実施しなければならない。

5 受注者は、作業員数及び各種作業機械の使用は、発注者との協議によるものとする。

6 清掃の蓋有りについては、蓋の撤去・再設置から土砂積込みまでとする。

7 清掃の蓋無しについては、土砂積込みまでとする。

(作業状況の報告及び業務報告書)

第2条 受注者は、作業を開始するとき及び完了したときは、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、悪天候等や路上駐車等により作業が困難となったとき、又は著しく作業が遅延する恐れがあるときは、直ちにその旨を発注者に連絡し、指示を得なければならない。

3 受注者は、1カ月ごと及び業務完了時において、発注者の定める業務報告書を発注者に提出しなければならない。

4 前項の業務報告書には、作業日報及び作業写真を添付しなければならない。また、延べ作業時間に端数がある時は、その端数が30分未満のときは切捨て、30分以上1時間未満のときは30分として報告するものとする。

5 路面補修作業については、合材使用量による報告とし、その端数が0.5t未満のときは切捨て、0.5t以上1t未満のときは0.5tとして報告するものとする。

6 毎月の作業報告において実績数量と設計数量に差異が生じた場合、委託期間満了月に設計変更で精査する。

別表－1

○業務仕様(道路維持作業、排水路維持作業、土砂積込運搬作業)

業務名	【道路維持作業業務】	【排水路維持作業業務】	【土砂積込運搬業務】
資格条件	弘前市有資格者名簿の「土木工一式」に登録されているか、「とび・土工・コンクリート工事」あるいは「舗装工事」に登録されていること。	同 左	弘前市有資格者名簿の「土木工一式」に登録されているか、「とび・土工・コンクリート工事」に登録されていること。
作業内容	環境衛生の保全を図るために、道路補修、側溝補修及び路肩の除草等の維持作業業務を行う。	水害防止及び環境衛生の保全を図るために、排水路浚渫や除草等の維持作業業務を行う。	
	1. 市の指示により、速やかに業務を履行できるよう、常に準備態勢を整えておくこと。	1. 同 左	1. 同 左
	2. 作業人員及び各種作業機械の使用にあたっては、市との協議による。	2. 同 左	2. 積込は、2tダンプトラック1台、運転手1台、軽作業員2名で行い、市の指定する場所へ運搬する。
	3. 草刈作業については、障害物の除去、除草、飛び石防護作業までとする。また発注者の指示により、集草作業がある場合は集草、積込作業までとする。	3. 同 左	3. 分別等の作業をする場合は、軽作業員2名で行う。
	4. 側溝清掃の蓋有については、蓋の撤去、再設置、土砂積込とする。	4. 同 左	4. 土砂が多量で人力での積込に時間を要する場合は、市の指示を仰ぎ、トラクターショベルを使用することができる。
	5. 側溝清掃の蓋無については、土砂積込までとする。	5. 同 左	
車両関係	6. 廃棄物処分を実施した場合は、道路維持課の指定箇所へ運搬すること。	6. 同 左	
	1. 使用車両の車検証の写しを市に提出すること。	1. 同 左	1. 同 左
日報・報告	2. 使用車両については、対人賠償保険無制限、対物賠償保険1,000万円以上の額を保険金額として任意保険に加入し、その保険契約書の写しを市に提出すること。	2. 同 左	2. 同 左
	1. 作業を実施した場合は、その作業内容及び作業時間を記録した作業日報を、指定した日までに提出すること。	1. 同 左	1. 同 左
	2. 作業のあった月毎に、業務実施報告書を提出すること。	2. 同 左	2. 同 左
	3. 業務報告書には、作業写真を添付すること。 (作業員等の集合写真・作業前・作業中・完了)	3. 同 左	3. 同 左

別表－2

○業務仕様(路面補修作業)

業 務 名	【路面補修業務】
資 格 条 件	弘前市有資格者名簿の「舗装工事」に記載されていること。
作 業 内 容	舗装路面の欠損部を補修する。
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市の指示により、速やかに業務を履行できるよう、常に準備態勢を整えておくこと。</li> <li>2. 作業の開始及び終了のときは、その旨を市にFAX等で報告すること。</li> <li>3. 作業の実施にあたっては、現場代理人を配置する。</li> <li>4. 作業を実施するときは、事前に市の承諾を受けること。</li> </ol>
車 両 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用車両の車検証の写しを市に提出すること。</li> <li>2. 建設工事保険(その他、これに準ずる保険)に加入するものとし、当該保険契約書の写しを市に提出すること。</li> <li>3. 関係機関の車両検査及び車両登録された車両以外の車両を作業に使用しないこと。</li> </ol>
安 全 管 理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業中に交通誘導員を配置し、交通の安全を図ること。</li> </ol>
日 報 ・ 報 告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業を実施したときは、作業日報を作成し、指定する日までに提出すること。</li> <li>2. 作業のあった月毎に、業務報告書を提出すること。</li> <li>3. 業務報告書には、作業写真を添付すること。</li> </ol>